

## 第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する意見書

2019年（令和元年）8月21日

日本弁護士連合会

本年7月29日に警察庁からなされた第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の募集等に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

### 意見の趣旨

#### 1 損害回復・経済的支援等への取組について

犯罪被害者が国家から補償を受ける権利があることを明記した犯罪被害者等補償法を制定し、経済的支援施策の抜本的な拡充を図るとともに、簡易迅速な請求手続を実現させ、補償項目や補償額を充実させるべきである。

#### 2 国費による被害者支援弁護士制度の導入について

犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による充実した法的支援を受けられるよう、国費による被害者支援弁護士制度を創設するべきである。

#### 3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて

性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、国は更なる財政的支援の充実と、経済的基盤を支える制度の確立を行うべきである。

#### 4 各地方公共団体における被害者支援条例の制定について

国においては、地方公共団体における被害者支援条例及び見舞金等の被害者支援制度の制定が促進されるよう、条例等制定に当たっての実務的事務的支援、助成金・補助金を設ける等の措置を取るべきである。

### 意見の理由

#### 1 損害回復・経済的支援等への取組について

当連合会は、第60回人権擁護大会において「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を採択し、犯罪被害者の損害回復の実現について、「犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること」、経済的支援について「犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること」を決議した。

しかし、第3次被害者等基本計画の重点課題の一つである「損害回復・経済的支援等への取組」に盛り込まれた具体的施策のうち、上記決議で求めた実質的な損害回復や経済的支援につながる具体的施策としては、「債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて必要な検討を行う」（施策番号11）、「犯罪被害給付制度に関する検討」（同12）、「現行の犯罪被害給付制度の運用改善」（同13）が挙げられているにすぎない。

損害回復の実現についての実態調査結果に応じた検討はいまだ具体的になされておらず、また、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律については、親族間犯罪についての要件の改正等一定の前進はあるものの、その制度的な限界から十分な補償がなされているとは言い難い。

早急に検討状況等を把握した上で、犯罪被害者等への経済的支援の取組として、犯罪被害者等補償法を制定して経済的支援を充実させるとともに手続的な負担を軽減する施策が講じられるべきである。

## 2 国費による被害者支援弁護士制度の導入について

国費による犯罪被害者支援弁護士制度は、2005年12月に閣議決定された当初の犯罪被害者等基本計画における重要な検討項目の一つとなっており、同計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、援助事業が果たす役割の重要性に鑑みて「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との最終取りまとめを発表している。

刑事手続において、犯罪被害者等が国費によって弁護士の支援を受ける制度としては、国選被害者参加弁護士制度が存在するが、同制度は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為のみを弁護士に委託するもので、被害者参加以外の行為について弁護士による法的支援を受けようとする犯罪被害者等は、これを利用することができない。

このため、国選被害者参加弁護士制度の対象とならない法的支援については、当連合会が、会員の会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で実施しているが、その利用件数の増加に伴う支出の増加により、常に財源問題を抱えている状況にある。

犯罪被害者等基本法はその前文において「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり」、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない」としており、犯罪抑止について責務を負う

国が、その費用をもって犯罪被害者の権利の実現に努めるべきであることからすれば、当連合会が実施している事業は、本来、国費によって実施されるべき制度と言うべきである。

### 3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて

2018年10月、全都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「支援センター」という。）が設立されたことにより、第4次男女共同参画基本計画で定められた「2020年までに全都道府県に最低1か所の支援センターを設置する」との政府の成果目標は達成された。

しかし、病院拠点型の支援センターはそのうち僅かであり、被害者のために十分な支援体制が構築されているとは言えない。病院拠点型の支援センターの整備が進まない原因の一つに、拠点となる病院の確保が困難であるという点が挙げられる。拠点となる病院の確保が困難である理由には、そもそも、性暴力被害者の診察という非常に神経を使い、相応の時間や労力を要する負担の大きな業務を負わされるにもかかわらず、病院にとって、支援センターを設置する経営上のメリットどころか、当然支払われるべき対価すら十分に保障されないという根本的な問題がある。

また、病院拠点型、連携型を問わず、それぞれの支援センターが行っている支援の内容にも相当なばらつきが見られる。さらに、十分な経済的基盤がないまま、支援員等、現場の熱意に拠って成り立っている支援センターも多く、賃金を含め、労働環境が十分に保障されているとは言えない状況にあり、支援の持続可能性を支える基盤は脆弱であると言わざるを得ない。

国は、2017年度から、地方公共団体に対して性犯罪・性暴力被害者支援交付金を交付しているものの、全国の支援センターの運営を保障するには到底足りず、また、法律に根拠を持つものではないことから、その交付金は今後も確実に継続されるものでもない。そこで、例えば、性暴力被害者支援に特化した法律の制定等、支援センターの経済的基盤を抜本的に支える新しい仕組みを作る必要があると考える。また、交付金はこれを受ける地方公共団体に対象経費の2分の1の負担を求めていることから、支援センターの運営に消極的な地方公共団体においては、支援センターへの経済的支援が行き届きにくい。そこで、交付金の充実と同時に、拠点病院となる医療機関に対し国が直接補助金を交付する、医師等の報酬の一部を国が負担する、性犯罪・性暴力被害者の診療報酬を上げる、支援センターを設置している医療機関の診療報酬を上げるなどといった経済的保障も必要不可欠であると考えられる。

### 4 各地方公共団体における被害者支援条例の制定について

被害者支援条例が制定されているのは、現在17道府県（安心安全条例等に被害者支援について一条項程度入っているものを除く）及び501市区町村（全1721市区町村）とそれぞれの過半数に満たない。また、見舞金が制定されているのは、都道府県では岐阜県と三重県のみ、市区町村では244市町村のみ、貸付金に至っては3県及び11市町村、立替金は1市にすぎず、被害者の受ける支援の内容及び経済的支援に格差が生じていることは明白である。

各地方公共団体の住民にとっては、自身の居住する地域において具体的かつ実効的な支援を受けられる制度の保障があるか否かは重要な問題であり、この点に関して各地方公共団体において差が生じることは極めて不公平である。

国においては、かかる格差を放置せず解消するため、地方公共団体における被害者支援条例及び見舞金・支援金・貸付金・立替金制度等の制定が促進されるよう、条例等制定に当たっての実務的事務的支援（条例に関する相談窓口の設置や職員の派遣）や助成金、補助金を設ける等、何らかの措置を取るべきである。

以上